

## 第 2 救急支援係

## 1 精神科救急情報センターの活動

平成16年1月から、精神科救急情報センターが拡充され、県内の精神保健福祉法第24条通報から法第26条の3の通報・届出までを一括して受理し対応している。

特に法第24条通報においては、24時間体制となっている。

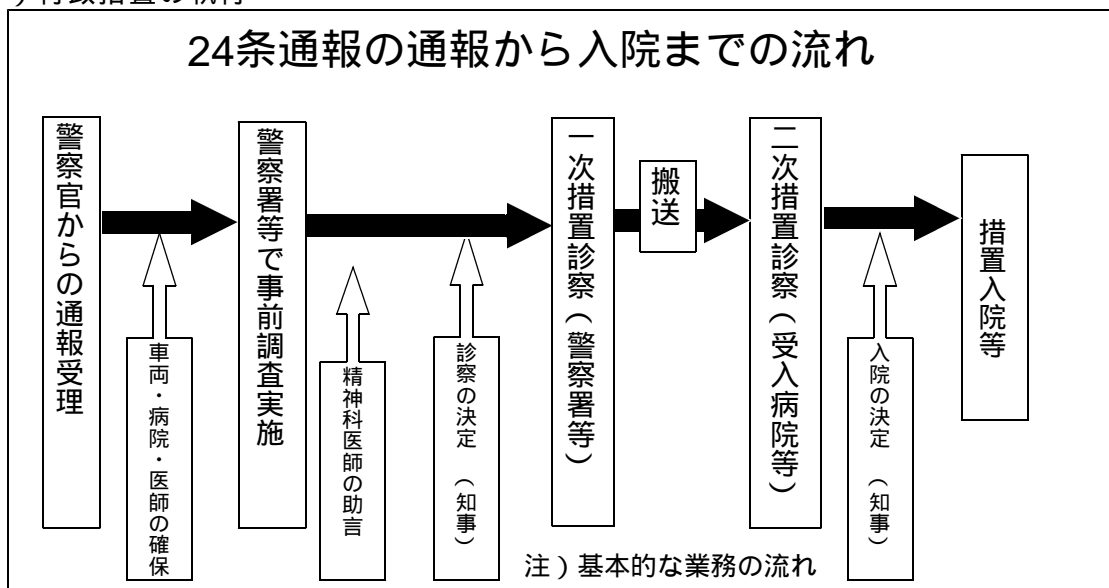
また、通報対象となるような地域の処遇対応困難者に対して、地域生活の安定と再度の通報の予防を目的に、各保健福祉事務所と連携し地域支援活動として「精神科アウトリーチ活動」を実践し、これまで、生活支援の届かなかった精神障害者に、地域ケアを行うことで、行政サービスの徹底を図っている。

## 2 精神科救急情報センターの体制

- (1) 24時間体制で職員が通報等に対応する。
- (2) 日中から夜間帯(8:30~22:00)は、24条通報に、保健師1名、事務職員2名が通報のあった警察署等に出向き事前調査を行い、措置診察の要否決定を経て措置診察・立ち会いを実施している。
- (3) 深夜帯(22:00~翌朝8:30)は、職員が通報受理から診察の手配まで電話で対応し、搬送は警察官の協力を得て行っている。
- (4) 通報対象者の搬送は、県のタクシー協会と委託契約し、委託車両(10人乗りのワゴン車)により行っている。(職員同乗)
- (5) 移送業務については、県立精神医療センター看護師もしくは嘱託警察官OBの計2名の協力を得ている。

## 3 精神科救急情報センターの主な業務

- (1) 精神障害者の措置入院のための移送業務
  - 1) 通報等の受理
  - 2) 事前調査の実施(警察署等に出向いて面接)
  - 3) 精神科医師の助言
  - 4) 措置診察の精神保健指定医・受け入れ医療機関の確保
  - 5) 措置診察の実施・立ち会い
  - 6) 被通報者の搬送(委託車両による)
  - 7) 行政措置の執行



- (2) 精神科アウトリーチ活動の実践
- (3) 精神科救急情報センター事例検討会議

#### 4 精神科救急情報センター業務の実績

##### (1) 移送業務

平成21年度は、通報等総数307件のうち、警察官の通報(24条)が最も多く、220件(71.7%)で、次いで、矯正施設の長の通報(26条)が67件(21.8%)、検察官の通報(25条)17件(5.5%)、精神科病院の管理者の届出(26条の2)3件(1.0%)の順になっている。一般人の申請(23条)、保護観察所の長の通報(25条の2)及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報(26条の3)は0件であった。

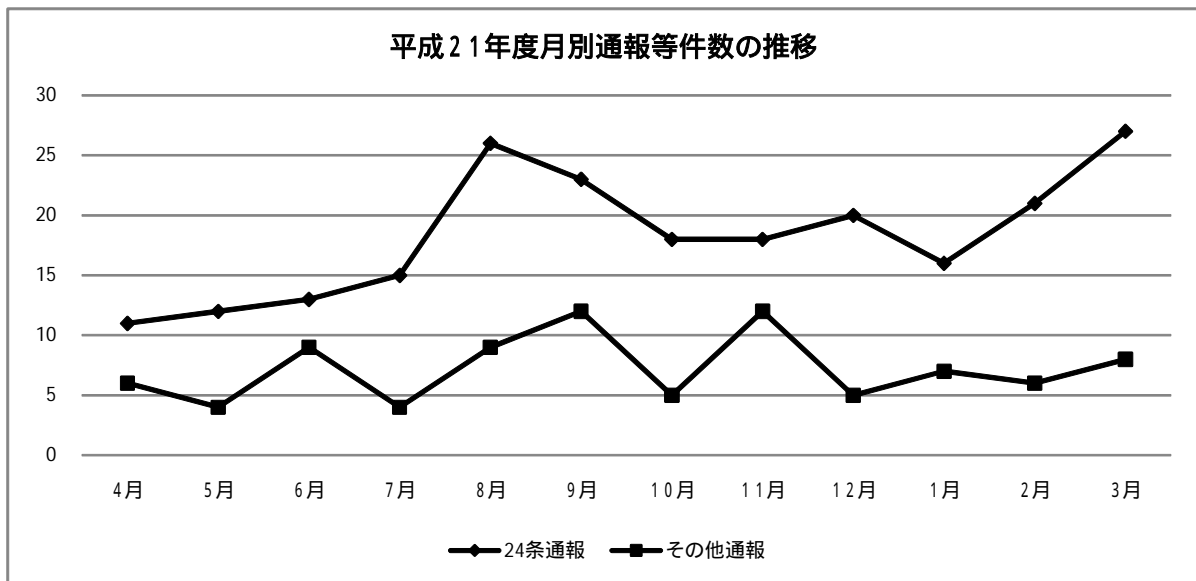
申請・通報・届出の時間帯別発生状況

(単位：件数)

区 分			平成19年度	平成20年度	平成21年度
申請・通報 ・届出全体	合 計		319	280	307
	平 日	日 中	193	127	168
		夜 間	36	44	42
		深 夜	20	37	26
	休 日	日 中	33	39	42
		夜 間	22	15	16
深 夜		15	18	13	
内訳：					
23条	小 計		0	0	0
	平 日	日 中	0	0	0
		夜 間	0	0	0
		深 夜	0	0	0
	休 日	日 中	0	0	0
		夜 間	0	0	0
深 夜		0	0	0	
24条	小 計		205	215	220
	平 日	日 中	80	63	82
		夜 間	35	43	41
		深 夜	20	37	26
	休 日	日 中	33	39	42
		夜 間	22	15	16
深 夜		15	18	13	
25条	小 計		14	19	17
	平 日	日 中	13	18	16
		夜 間	1	1	1
		深 夜	0	0	0
	休 日	日 中	0	0	0
		夜 間	0	0	0
深 夜		0	0	0	
25条の2	小 計		0	0	0
	平 日	日 中	0	0	0
		夜 間	0	0	0
		深 夜	0	0	0
	休 日	日 中	0	0	0
		夜 間	0	0	0
深 夜		0	0	0	
26条	小 計		99	45	67
	平 日	日 中	99	45	67
		夜 間	0	0	0
		深 夜	0	0	0
	休 日	日 中	0	0	0
		夜 間	0	0	0
深 夜		0	0	0	
26条の2	小 計		1	1	3
	平 日	日 中	1	1	3
		夜 間	0	0	0
		深 夜	0	0	0
	休 日	日 中	0	0	0
		夜 間	0	0	0
深 夜		0	0	0	
26条の3	小 計		0	0	0
	平 日	日 中	0	0	0
		夜 間	0	0	0
		深 夜	0	0	0
	休 日	日 中	0	0	0
		夜 間	0	0	0
深 夜		0	0	0	

注1) 休日とは、土日・祝日法による休日・年末年始の休日

注2) 日中時間帯 8時30分～17時30分  
 夜間帯 17時30分～22時00分  
 深夜帯 22時00分～翌朝8時30分



平成21年度申請・通報・届出全数のうち、法第27条第1項の規定による事前調査の結果により、措置診察を実施したものが225件で通報総数307件の73.3%であった。

また、措置診察を実施し措置入院となったものは74件で、緊急措置入院後、診察により措置診察になった25件を合わせると、99件となり、全通報件数の32.3%であった。措置診察にて措置不要と判断されたがその後医師の診察にて医療保護入院となったものは51件で、緊急措置入院後、医療保護となった21件と合わせると、72件となる。入院とならなかったものは54件であった。

入院病院は、入院した総数171件のうち、県立精神医療センターへの入院が、134件(78.4%)、その他の病院は37件(21.6%)であった。(措置後診察により入院不要となった8件を除く。)

**措置診察の実施状況及び措置診察の結果**

(単位：件数)

区分	平成19年度			平成20年度			平成21年度				
	24条	その他	小計	24条	その他	小計	24条	その他	小計		
措置診察実施	措置入院	県立病院	44	9	53	31	9	40	52	13	65
		民間病院	21	4	25	17	2	19	31	3	34
		小計	65	13	78	48	11	59	83	16	99
	医療保護入院	県立病院	75	1	76	71	4	75	67	2	69
		民間病院	6	1	7	4	0	4	3	0	3
		小計	81	2	83	75	4	79	70	2	72
	任意入院	県立病院	1	0	1	2	0	2	0	0	0
		民間病院	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	1	0	1	2	0	2	0	0	0
	応急入院	県立病院	1	0	1	2	2	4	0	0	0
		民間病院	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	1	0	1	2	2	4	0	0	0
入院計	県立病院	121	10	131	106	15	121	119	15	134	
	民間病院	27	5	32	21	2	23	34	3	37	
	小計	148	15	163	127	17	144	153	18	171	

	帰宅・その他	33	4	37	63	4	67	49	5	54
	計	181	19	200	190	21	211	202	23	225
	措置診察不実施	24	95	119	25	44	69	18	64	82
	合計	205	114	319	215	65	280	220	87	307

2 4 条通報年度別通報等の疾患診断 ( ICD-10 ) 分類

( 単位 : 件数 )

	F0	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	G	その他	計
平成19年度	8	25	94	16	17	0	16	13	4	1	0	11	205
平成20年度	10	24	88	20	20	1	21	9	6	1	3	12	215
平成21年度	14	13	110	17	14	1	24	13	6	1	1	6	220

( 注 ) 各コード内容

F0 器質性精神障害

F1 精神作用物質使用による精神障害

F2 統合失調症・妄想性障害

F3 気分 ( 感情 ) 障害

F4 神経症スルミ関連身体表現障害

F5 生理的障害等に起因する行動症候群

F6 人格障害

F7 精神遅滞

F8 心理発達障害

F9 小児・青年期障害及び特定不能の障害

G 神経性の疾患

その他 不明

2 4 条通報となった自傷他害行為の内容

( 単位 : 件数 )

	自傷	他 害								その他	計
		家族内				家族外					
		迷惑	物損	暴力	傷害	迷惑	物損	暴力	傷害		
平成19年度	49	19	22	24	4	67	10	8	2	0	205
平成20年度	27	18	37	42	3	59	15	14	0	0	215
平成21年度	35	27	16	36	2	76	17	11	0	0	220

( 注 1 ) 自傷他害行為が複数の場合は、主たるもので計上した。

( 注 2 ) 自傷は、自傷行為や徘徊及び異常体験により警察署に助けを求めたもの。

( 注 3 ) 他害行為は、概ね同居している親族 ( 内縁も含む ) を家族内、それ以外を家族外とした。

( 注 4 ) 迷惑行為は、暴言・威嚇など人に直接触れないもの、あるいは対物暴力で物の破損に至らないもの、特定の人に「死んでやる。」と言う場合等とした。

( 注 5 ) 暴力行為のうち、概ね治療が必要な程度の負傷があったものを傷害とした。

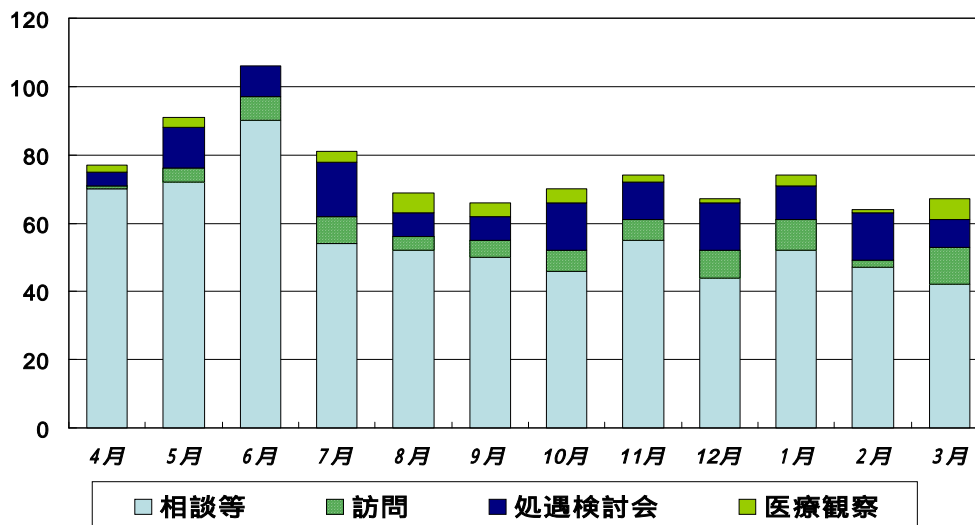
( 注 6 ) 通報時の自傷他害行為が複数の場合は、他害行為を自傷に優先し、対他人を対家族に優先させ、傷害、暴力、物損、迷惑行為の順に優先した。

( 2 ) 精神科アウトリーチ活動 ( 相談・訪問・処遇検討・医療観察法 )  
 年度別活動件数 ( 平成13～21年度 )

年 度	相談等	訪 問	処遇検討会	医療観察法
平成13年度	74	9	-	-
平成14年度	159	14	-	-
平成15年度( ~ 1/18 )	117	26	25	-
平成15年度( 1/19 ~ )	275	34	13	-
平成16年度	1,828	161	203	-
平成17年度	1,212	110	144	-
平成18年度	909	135	165	-
平成19年度	1,584	138	190	29
平成20年度	1,322	83	145	21
平成21年度	674	71	126	35

平成16.1.19から、現行の精神科救急情報センターが稼働

2 1 年度月別アウトリーチ実施件数



### (3) 精神科救急情報センター事例検討会議

【目的】 救急情報センターにおける精神科救急業務及び精神科アウトリーチ活動で、問題解決のために関係機関との調整及び協力が必要と考えられる事例を、関係機関と検討することで、精神科救急システムの充実を図る。

【構成員】 群馬大学大学院医学系研究科神経精神医学教授、精神科病院長の代表（4病院）、検事、弁護士、県警本部生活安全企画課、警察署代表（事例に関わる）、市町村代表、消防署、県立精神医療センター院長、保健福祉事務所代表、群馬県保健師課長会代表、障害政策課（課長・精神保健室長）、精神科救急情報センター（所長・主監） 計20人

#### 【開催内容】 隔月開催

	開催日	事例の内容
第1回	4月28日	事例検討 「措置診察時に暴力行為をした事例」
第2回	6月30日	事例検討 「措置診察後帰宅し自殺した事例」
第3回	8月25日	事例検討 「重大な他害行為により入院となった少年事例」
第4回	10月27日	事例検討 「多受診を繰り返す薬物依存症が疑われる事例」
第5回	12月22日	事例検討 「強制入院になじまず、関係機関が対応に苦慮している事例」
第6回	22年 2月23日	事例検討 「深刻な身体疾患のある24条通報の事例」

( 4 ) その他 ( 関係機関との連絡調整会議等 )

1 ) 精神保健福祉業務検討会

【目的】 保健福祉事務所と精神保健福祉業務の情報を共有し相互理解を深め課題や問題等を検討し、事業の充実及び円滑な業務の推進を図る。

【出席者】 保健福祉事務所 精神保健福祉業務関係職員  
障害政策課精神保健室関係職員  
前橋市保健所 精神保健福祉担当職員  
高崎市保健福祉部保健所準備関係職員

【開催内容】

	開催日	主 な 議 題
第 1 回	6月26日	業務説明 ・群馬県における法24条通報の対応システム ・20年度精神科救急情報センターの実績について ・アウトリーチ活動について ・21年度精神保健福祉相談及び定期事業について ・自殺対策及び自死遺族の会について ・精神医療審査会について
第 2 回	9月25日	業務説明 ・群馬県こころの緊急支援事業 ( C R P ) について ・多重債務法律相談会における「こころの健康相談」について 意見交換
第 3 回	3月 5日	業務検討 ・精神障害者台帳・管理 ( 案 ) について 意見・情報交換

2 ) 医療機関 ( 県立精神医療センター ) との調整会議

【目的】 安全で円滑な移送業務の推進を図るため、県内精神科三次救急の受け入れ先であり搬送職員の協力をいただいている県立精神医療センター関係職員と、移送業務全般について協議する。

【開催内容】

	開催日	主 な 議 題
第 1 回	12月14日	【精神障害者移送業務等連絡会議】 報告事項 平成21年度上期精神科救急情報センター業務実績 協議事項 移送業務関係について



( 5 ) 精神科救急情報センター新任者研修

業務の円滑な推進を図ることを目的に、異動により配属された職員を対象に研修を実施した。

【開催内容】

内 容	日 程	対 象 者
精神科救急情報センターについて ・センターの役割及び勤務体制 精神疾患の理解	4月2日	4月1日付人事異動により、精神科救急情報センターに配属された職員(8人)
移送業務の実際 精神科アウトリーチ活動について	4月3日	

## 5 精神障害者保健福祉手帳

手帳交付申請のうち、診断書を添付して申請があったものについては月2回診断書を審査し、年金証書を添付して申請があったものについては、障害の種別・等級を年金事務所等に照会し、適当と認められるものについて手帳を交付した。

(単位：件)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
申請		1,247	1,161	2,902	2,916	3,691
承認		1,232	1,138	2,880	2,885	3,648
承認内訳	1級	459	421	1,303	1,393	1,728
	2級	476	444	1,214	1,165	1,513
	3級	297	273	363	327	407
不承認		15	23	22	31	43
年度末時点の手帳保有者数 (診断書+年金証書)		5,074	5,227	5,316	5,732	6,249

平成18年度までの申請・承認件数は、診断書添付による申請分のみである(年金証書添付による申請は各保健所で扱っていたため)。平成19年度から年金証書添付による申請を含めた全ての手帳交付事務をこころの健康センターで扱うことになった。

## 6 自立支援医療費(精神通院医療)

自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定申請について、月2回、診断書を審査し、適当と認められるものについて、自立支援医療受給者証(精神通院)を交付した。

(単位：件)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
申請		5,313	2,931	13,853	15,678	16,929
認定		5,305	2,921	13,848	15,676	16,927
内訳	新規	1,623	1,725	2,413	2,473	3,115
	継続	3,618	1,150	9,784	11,096	12,194
	変更	64	46	1,651	2,107	1,618
不認定		8	10	5	2	2
年度末時点の認定者数 (保健所承認分含む)		12,949	12,258	12,210	13,128	14,301

平成16～18年度の申請・承認件数は、診断書添付による申請分のみである(手帳添付による申請は各保健所で扱っていたため)。平成19年度から手帳添付による申請を含めた全ての受給者証交付事務をこころの健康センターで扱うことになった。